

周南市認可保育所
設置運営事業者募集要項
(令和4年度整備分)

令和3年12月

周南市 こども・福祉部
こども局 こども支援課

1 趣旨

周南市(以下「本市」という。)では、「第二保育園・尚白保育園の再編整備プラン」(令和3年11月策定)に基づき、令和5年4月1日から開設する児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第4項に規定する保育所(以下「認可保育所」という。)の設置及び運営を行う者(以下、「事業者」という。)を募集します。

2 募集内容等

(1) 募集する施設区分

認可保育所

(2) 募集対象地域

募集対象地域は、次に掲げる表の地域とします。

行政区	町名等
今宿地区	新宿通、戎町、野上町、都町、相生町、初音町、沖見町、西松原、新地、浦山、南浦山町、今宿町、緑町、月丘町、原宿町、今住町、岡田町、卯の手
関門地区	二番町1丁目、二番町2丁目、二番町3丁目、二番町、三番町1丁目、三番町2丁目、三番町3丁目、毛利町1丁目、毛利町2丁目、毛利町3丁目、児玉町1丁目、児玉町2丁目、児玉町3丁目、岐山通1丁目、岐山通2丁目、岐山通3丁目、弥生町1丁目、弥生町2丁目、弥生町3丁目、梅園町1丁目、梅園町2丁目、梅園町3丁目、代々木通1丁目、代々木通2丁目、花畠町
岐山地区	鐘楼町、岐南町

ただし、上記の募集対象地域で、次に掲げる要件に該当する土地は除きます。

ア 国道2号線以北

イ JR山陽本線以南

ウ 主要地方道徳山港線(県道52号線)以東

(3) 募集定員枠

160名程度

※施設の定員規模が募集定員枠に満たない場合は、複数の施設を選定することがあります。

(4) 開所時期

令和5年4月1日

3 募集施設の設置及び運営条件

保育所の設置及び運営にあたり、以下の事項を満たすことを条件とします。

□運営全般に関すること

(1)施設規模

定員50名から160名の範囲(0～2歳児の定員は、全体の定員の30%以上確保するものとする。)

(2)受入年齢

0歳児から小学校就学前まで

(3)開所時間

午前7時00分から午後6時00分までの11時間開所

(4)休園日

日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日まで

※休日保育の実施を妨げるものではありません。

(5)通常保育

月曜日から土曜日 午前7時00分から午後6時00分までの11時間

(6)短時間保育

月曜日から土曜日 午前8時00分から午後4時00分までの8時間

(7)特別保育

ア 延長保育

延長保育を実施すること。

イ 障害児保育

可能な限り実施すること。

ウ 一時預かり

可能な限り実施すること。

(8)給食提供

ア 自園で調理を行うこと。

イ 給食におけるアレルギーへの対応は除去食、代替食などにより、子ども一人ひとりの状況に応じたものとする。

(9)間食

対象児童に間食を提供すること。

□土地及び建物等の条件

(1)共通事項について

ア 土地及び建物等は応募者が確保(自己所有・借地(家)のいずれも可)すること。施設の設置に必要な土地及び建物等いずれについても、応募者が所有権を有している又は所有権を有することが確実であること。借地(家)の場合は、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成16年5月24日付雇児発第0524002号・社援発第0524008号)の各規定に合致すること。

イ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年山口県条例第三号)、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成24年山口県規則第八号)で定める基準を遵守し、運営に必要な保育室等の面積、職員配置等を確保すること。

ウ 施設整備については、山口県「社会福祉施設等の立地に関する指導要綱」に定める「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」以外の場所に整備することを原則とする。「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」が含まれる場合は、事前協議(5 応募手続参照)時に協議すること。

(2)土地について

ア 既存の保育所、幼稚園その他関係施設との位置関係を考慮すること。

イ 施設整備及び園運営に当たり、地域住民(自治会等)や隣接する地権者等の理解を得ている又は、理解を得られる見込みがあること。

なお、地域への説明にあたっては、選定されなかった場合は事業を行わない旨を周知し、誤解が生じないようにすること。

(3)建物等について

ア 建設計画は、都市計画法(昭和43年法律第100号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)、消防法(昭和23年法律第186号)及び山口県福祉のまちづくり条例(平成9年山口県条例第一号)、山口県福祉のまちづくり条例施行規則(平成9年山口県規則第七十七号)その他の関係法令を遵守すること。

イ 駐車場(送迎用)を十分確保すること。

ウ 日照状況など近隣住民の生活環境に十分な配慮をすること。

□施設整備費に係る補助金について

事業者が保育所を整備し、運用する際の経済的負担を緩和するために周南市保育所緊急整備事業補助金交付要綱(平成22年要綱第20号)の規定に基づく補助金を活用できます。

(1)補助金については国又は山口県にて調整が行われるため、交付が保証されるものではありません。補助対象として不採択となった場合は、本事業を延期又は中止する場合があります。

(2)補助金の内示があるまで工事着手は認められず、実施設計や土地の賃貸借等の補助対象となる経費についても、内示前に契約締結されたものは補助対象外となりますので、スケジュール設定や契約時期について十分に注意してください。

(3)補助金の交付を受けて施設整備を行う場合、本市の取扱いに準じた事務手続で入札、契約等を行ってください。

4 応募者の資格要件

応募者は、以下の事項を全て満たすことを要件とします。

(1)社会福祉法人、学校法人、財団法人、特定非営利活動法人、株式会社等の法人格を有する者とする。

(2)令和3年12月1日時点で、現に認可保育所、地域型保育事業所、認定こども園、幼稚園をおおむね3年以上運営していること。

(3)法人及びその代表者が次のいずれの事項にも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第

- 77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体。また、役員に同法第2条第6号に規定する暴力団員
- イ 国税及び地方税の滞納がある者
 - ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)167条の4の規定に該当する者
 - エ 労働関連法令に違反し、官公署から摘発又は勧告等を受けている者
 - オ 応募時点から選定されるまで、民事再生法(平成11年法律第225号)に規定する再生手続開始の申立て又は、破産法(平成16年法律第75号)に規定する破産手続開始の申立てがなされた者、若しくはこれらの手続を申請している者
- (4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第5項各号(社会福祉法人及び学校法人は同項第4号のみ)に抵触しないこと。
 - (5) 法人及び現に運営している施設について、所轄庁による直近の指導監査等において文書指摘を受けていないこと。文書指摘を受けている場合は適切な改善報告がなされていること。
 - (6) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令及び周南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第27号)等の本市の条例規則等を熟知し、遵守すること。
 - (7) 本市の教育・保育行政をよく理解し、積極的に協力すること。
 - (8) 宗教活動及び政治活動を主たる目的としないこと。
 - (9) 資金計画及び事業計画が確実であること。

5 応募手続

(1) 募集要項及び応募書類の配布

ア 配布期間

令和3年12月3日(金)から令和4年1月7日(金)17時まで

イ 配布方法

周南市ホームページ(<http://www.city.shunan.lg.jp>>組織で探す>こども支援課>周南市認可保育所設置運営事業者(令和4年度整備分)の募集について)からダウンロードしてください。

(2) 事前協議

事業内容等についての確認及び応募申込の際の不備等の防止のため、応募申込前に必ず事前協議を行っていただきます。事前協議を行っていない場合、応募申込の受付はできませんので、ご注意ください。

ア 受付期間

令和3年12月3日(金)から令和3年12月24日(金)17時必着

イ 申込方法

必ず電話にて予約を行い、その後別紙「事前協議書」に必要事項を入力の上、ファックス又は電子メールにて「12 問合せ先及び提出先」に示す場所に提出してください。

※スケジュールを確認し、余裕を持って事前協議を申し込んでください。

(3) 質問の受付及び回答

ア 受付期間

令和3年12月3日(金)から令和3年12月24日(金)17時必着

イ 受付方法

別紙「周南市認可保育所設置運営事業者募集要項に対する質問票」に記入し、ファックス又は電子メールにて「12 問合せ先及び提出先」に示す場所に提出してください。

ウ 回答方法

質問のあった内容及び本市の回答については、応募者間の公平を期すため、ホームページにて質問者名を伏せて公開します。ただし、応募者や応募内容の特定につながる事項については、質問者のみに回答します。

(4) 応募受付

ア 受付期間

令和3年12月10日(金)から令和4年1月7日(金)17時必着

イ 応募書類

- ① 応募書類一覧(様式1)のとおりとし、「12 問合せ先及び提出先」に示す場所へ提出してください。
- ② 応募書類のほか、審査に必要なと認められる追加資料の提出を求められることがあります。
- ③ 応募書類は、全て片面印刷とし、A4縦のファイルに左とじをしてください。(書類は原則A4版。図面等A3判の資料は、A4サイズに折りこんでください。)
- ④ 応募書類について、応募書類一覧(様式1)を1頁目とし、応募書類一覧(様式1)の順で、全ての書類に通しで頁番号を付番してください。

ウ 提出部数

正本1部、副本7部(合計8部)

エ 留意事項

- ① 提出された書類は返却しません。
- ② 応募に関し必要な一切の費用は、応募者負担とします。
- ③ 応募書類の差替え及び再提出は原則できません。
- ④ 応募書類等は、周南市情報公開条例(平成16年条例第36号)の規定に基づき、情報公開の対象とすることがあります。
- ⑤ 応募書類提出以降に辞退をするときは、辞退届を提出してください。
- ⑥ 他の応募者の有無や計画内容など、他の応募者に係る選考に関しての問合せについては、一切応じることはできません。

6 選定について

(1) 選定方法

本募集要項に基づく事業者の選定は、周南市認可保育所設置運営事業者選考委員会(以下、「委員会」という。)において候補者を選考し、その結果を踏まえて、市長が選定します。

(2) 選考について

ア 選考は、第1次審査(書類審査)と第2次審査(ヒアリング)を行います。

イ 委員が評価項目に従って採点し、各委員が採点した点数の平均点を応募者の点数とします。

ウ 原則、点数の高い応募者から順位をつけます。

ただし、一部の項目が著しく点数が低い場合や満点の50%以上を得られない場合、候補者として選考しないことがあります。

エ 選考の結果、候補者がいない場合があります。

(3) 第1次審査(書類審査)

第1次審査(書類審査)については、「5 応募手続(4)イ」で示す全ての書類が提出されていない場合は、審査を受けることができませんので、ご注意ください。

(4) 第2次審査(ヒアリング)

ア 第2次審査(ヒアリング)は、1応募者あたり40分以内(質疑応答を含む。)で行います。日時については別途通知します。

イ 第2次審査(ヒアリング)への参加人数は、応募者の代表者、事業責任者又は施設長予定者を含め、4人までとします。

ウ 第2次審査(ヒアリング)参加者は、保育所の運営方針、運営実績及び財務状況のほか、保育所運営の実務について説明できる者が出席することとします。

エ 応募者から委託された業者(コンサルタント等)による代理出席は認めないものとします。

(5) 主な評価項目は、下記の表のとおりとします。

評価項目
応募動機・法人理念・運営実績
職員体制等
保育内容
給食
保育所運営
保護者・地域への対応
施設整備・定員構成
財務状況・資金計画

7 失格事項

次に掲げる事項に該当する場合、委員会による審査を行うことなく、そ

の応募者を失格とします。また、事業者として選定された後であっても同様に選定結果を取消し、失格とします。

- (1) 候補者の選考の前後に、応募者が委員会の委員に直接・間接を問わず連絡を求め、又は接触した場合、そのほか市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと認められる場合
- (2) 応募書類の内容に、重大な不備や虚偽の記載があったと認められた場合
- (3) 重要事項(施設整備計画、施設の構造、規模、定員など)を本市の承諾なく変更した場合
- (4) 関係法令等による制限について関係機関と協議を行っていないと確認された場合
- (5) 上記のほか、本市が不適切と認めた場合

8 選定結果の公表など

- (1) 選定結果は、全応募者へ書面により通知します。
- (2) 選定結果及び選定された事業者の名称は、本市ホームページ等においても公表します。
- (3) 選定結果に対する異議について、一切受け付けはしません。

9 選定後について

- (1) 設置、運営に関して、応募内容を変更する場合は本市と協議を行うこと。
- (2) 事業者として選定されたときは、施設工事や園運営について、自治会、近隣住民等に対し、事業者自らが十分な説明を行い、要望について誠実に対応すること。
- (3) 事業者として選定された後に応募資格を満たさなくなった等の場合、当該選定結果を取消します。取消し後、次点の応募者と協議を行います。

10 注意事項

次に掲げる事項に了承の上、応募してください。

- (1) 本事業が国又は県の補助対象とならなかった場合等により認可保育所の開設、運営が困難と本市が判断した場合は、事業の延期又は中止をする場合があります。このことにより事業者が損害を被った場合において本市は一切その責を負いません。
- (2) 事業者として選定された場合でも、児童福祉法(昭和22年法律第164号)等の規定による認可申請手続等が別途必要となります。
- (3) 本募集要項に定めのない事項については、本市の指示に従うものとします。
- (4) 応募者は、応募をもって本募集要項の内容を全て承諾したものとみなします。

11 全体のスケジュール

- (1) 募集要項配布(窓口及びホームページ)
令和3年12月3日(金)から令和4年1月7日(金)17時まで
- (2) 事前協議・質問受付期間
令和3年12月3日(金)から令和3年12月24日(金)17時必着
- (3) 応募申込書受付期間 ※事前協議必須
令和3年12月10日(金)から令和4年1月7日(金)17時必着
- (4) 第1次審査(書類審査)・第2次審査(ヒアリング)・候補者の選考
令和4年1月中旬
- (5) 事業者の選定
令和4年1月下旬
- (6) 整備補助金協議申請
令和4年1月下旬
- (7) 整備補助金の内示
令和4年4月頃
- (8) 設計・入札・工事
令和4年4月の内示通知以降
- (9) 工事完了
令和5年2月下旬まで
- (10) 設置認可
令和5年3月中旬まで
- (11) 開設
令和5年4月1日

12 問合せ先及び提出先

〒745-8655

山口県周南市岐山通1-1

周南市こども・福祉部こども局こども支援課 再編整備担当

電話番号 0834-22-8207

FAX番号 0834-22-8351

電子メール kodomo@city.shunan.lg.jp